



三重県公報

令和7年3月21日 (金)

第 601 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
12	漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則	(水産基盤整備課)	2
議 会 規 則			
1	三重県議会傍聴規則の一部を改正する規則	(県 議 会)	2
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則9-0 (職員の定年等に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	3
告 示			
170	公印を改刻した旨	(法務・文書課)	4
171	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	4
172	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
173	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	7
174	車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法	(同)	7
175	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(同)	12
176	三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示	(都 市 政 策 課)	12
177	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	14
公 安 委 告 示			
5	運転免許試験、検査、審査及び再試験の実施の日時を定める告示	(公 安 委 員 会)	14
議 会 訓 令			
1	三重県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令	(県 議 会)	16
公 告			
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	17
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	17
	二級建築士の免許を取り消した旨	(建築開発課)	18
	開発行為に関する工事の完了	(同)	18
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(広聴広報課)	18
	同伴	(営繕課)	18

規 則

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十二号

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法施行細則（昭和四十八年三重県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則 （許可等の申請）</p> <p>第一条 次の各号に掲げる規定による許可又は認可の申請は、それぞれ当該各号に定める申請書によつてしなければならない。</p> <p>一 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和三十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二十四条第一項後段（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）土地等立入使用許可申請書（第一号様式）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>漁港漁場整備法施行細則 （許可等の申請）</p> <p>第一条 次の各号に掲げる規定による許可又は認可の申請は、それぞれ当該各号に定める申請書によつてしなければならない。</p> <p>一 漁港漁場整備法（昭和三十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二十四条第一項後段（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）土地等立入使用許可申請書（第一号様式）</p> <p>二・三 （略）</p>

第一号様式中「三重県知事」を「漁港管理者 代表者氏名」に、「森」を「宛て」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「㊟」を削る。

第二号様式及び第三号様式中「森」を「宛て」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「㊟」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の漁港漁場整備法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

議 会 規 則

三重県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県議会議長 稲 垣 昭 義

三重県議会規則第一号

三重県議会傍聴規則の一部を改正する規則

三重県議会傍聴規則（昭和三十九年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（傍聴席に入ることができない者）</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>一 <u>ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるお</u></p>	<p>（傍聴席に入ることができない者）</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>一 <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者</u></p>

<p>それがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</p> <p>二 前号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</p> <p>三 (略)</p> <p>四 その他会議を妨害することが明らかであると認められる者</p>	<p>二 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者（議会が管理する防災用のヘルメットをその用途に応じて着用する者を除く。）</p> <p>三 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類を携帯している者</p> <p>四 (略)</p> <p>五 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</p>
<p>2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p>	<p>2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p>
<p>第十条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>一 静粛にすること。</p> <p>二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</p> <p>三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</p>	<p>第十条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>二 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと（議会が管理する防災用のヘルメットのその用途に応じた着用を除く。）</p> <p>三 大声を発する等騒ぎ立てないこと。</p> <p>四 楽器の類、音響装置の類その他により騒音を発する行為をしないこと。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p>

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則

三重県人事委員会は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則九一〇（職員の定年等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則九一〇（職員の定年等に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則九一〇（職員の定年等に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(管理監督職に含まれる職)</p> <p>第八条 条例第六条第二号に規定する人事委員会規則で定める職は、別表に掲げる職及び人事異動その他人事管理上の必要により臨時的に置かれる職とする。</p> <p>2 条例第六条第四号に規定する人事委員会規則で定める職は、同条第一号又は前項に規定する別表に掲げる職に準ずるものとして人事委員会が認める職とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用する給料表</th> <th style="text-align: center;">組織</th> <th style="text-align: center;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高等学校等教育職給料表</td> <td>高等学校及び特別支援学校</td> <td>主幹教諭</td> </tr> <tr> <td>中学校・小学校教育職給料表</td> <td>小学校、中学校及び義務教育学校</td> <td>主幹教諭 指導教諭</td> </tr> </tbody> </table>	適用する給料表	組織	職名	(略)	(略)	(略)	高等学校等教育職給料表	高等学校及び特別支援学校	主幹教諭	中学校・小学校教育職給料表	小学校、中学校及び義務教育学校	主幹教諭 指導教諭	<p>(管理監督職に含まれる職)</p> <p>第八条 条例第六条第一項第二号に規定する人事委員会規則で定める職は、別表に掲げる職及び人事異動その他人事管理上の必要により臨時的に置かれる職とする。</p> <p>2 条例第六条第一項第四号に規定する人事委員会規則で定める職は、同項第一号又は前項に規定する別表に掲げる職に準ずるものとして人事委員会が認める職とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用する給料表</th> <th style="text-align: center;">組織</th> <th style="text-align: center;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高等学校等教育職給料表</td> <td>県立学校</td> <td>主幹教諭</td> </tr> <tr> <td>中学校・小学校教育職給料表</td> <td>市町立学校</td> <td>主幹教諭 指導教諭</td> </tr> </tbody> </table>	適用する給料表	組織	職名	(略)	(略)	(略)	高等学校等教育職給料表	県立学校	主幹教諭	中学校・小学校教育職給料表	市町立学校	主幹教諭 指導教諭
適用する給料表	組織	職名																							
(略)	(略)	(略)																							
高等学校等教育職給料表	高等学校及び特別支援学校	主幹教諭																							
中学校・小学校教育職給料表	小学校、中学校及び義務教育学校	主幹教諭 指導教諭																							
適用する給料表	組織	職名																							
(略)	(略)	(略)																							
高等学校等教育職給料表	県立学校	主幹教諭																							
中学校・小学校教育職給料表	市町立学校	主幹教諭 指導教諭																							

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

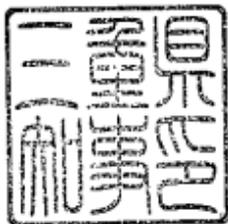
三重県告示第 170 号

次のとおり公印を改刻し、令和7年4月1日から使用することとしました。

令和7年3月21日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 改刻した印
三重県公印規則 (昭和 32 年三重県規則第 52 号) 第 2 条第 2 号に掲げる知事印
- 2 寸法
方 30 ミリメートル
- 3 使用範囲
公文書用
- 4 保管する部局
総務部
- 5 印影



三重県告示第 171 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更することとしました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和7年3月21日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北勢多度線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
いなべ市北勢町阿下喜字八反田 66 番 1 地先から いなべ市北勢町阿下喜字八反田 66 番 7 地先まで	旧	31.1~40.9	40.4	令和 7 年 3 月 29 日
	新	31.1~40.6	40.4	

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 星川西別所線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
桑名市大字西別所字小池 403 番 3 地先から 桑名市大字西別所字小池 429 番 3 地先まで	旧	8.1~9.1	75.6	令和 7 年 3 月 21 日
	新	9.2~10.8	75.6	

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 地先から 四日市市貝家町字溝野 1960 番 6 地先まで	新	14.8~17.6	1377.4	令和 7 年 3 月 23 日

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
四日市市采女町字古市場 799 番 2 地先から 四日市市貝家町字前川原 1620 番 2 地先まで	新	8.6~16.0	616.3	令和 7 年 3 月 23 日

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
四日市市采女町字北山 580 番 1 地先から 四日市市采女町字北山 580 番 2 地先まで	旧	12.0~58.8	5.8	令和 7 年 3 月 21 日
	新	12.0~58.8	5.8	

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神戸長沢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
鈴鹿市弓削町字中川原 1087 番 1 地先から 鈴鹿市弓削町字中川原 1038 番地先まで	旧	20.9~62.3	114.0	令和 7 年 3 月 21 日
	新	15.2~41.4	114.0	

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南勢磯部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
志摩市磯部町飯浜字平野 123 番 2 地先内	旧	13.3~15.5	6.6	令和 7 年 3 月 21 日
	新	15.5~15.5	6.6	

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽磯部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
志摩市磯部町上之郷下高崎 33 番 4 地先から 志摩市磯部町恵利原字宮地 1063 番 5 地先まで	新	7.9~10.3	2279.1	令和 7 年 3 月 21 日

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
伊賀市阿保字西の澤 2138 番 42 地先から 伊賀市阿保字澤代木津川右岸堤防敷地内まで	旧	5.3~22.0	1802.0	令和 7 年 4 月 1 日

第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名張青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
名張市滝之原字中山 3801 番 1 地先から 名張市滝之原字中山 3798 番 1 地先まで	旧	5.6~9.6	127.2	令和 7 年 4 月 1 日
	旧新	13.0~46.6	103.5	

第 11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中井浦九鬼線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
尾鷲市上野町 753 番 115 地先から 尾鷲市瀬木山町 364 番 40 地先まで	旧新	3.1~25.1	333.0	令和 7 年 3 月 21 日
	新	15.9~32.2	1115.8	

第 12

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の 期 日
熊野市甫母町字向井 409 番地先内	旧	4.1~7.4	13.8	令和 7 年 3 月 21 日
	新	4.2~9.7	13.8	

第 13

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七色峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更 の期日
熊野市井戸町字坊作り 2552 番地先から 熊野市井戸町字弓場 2412 番 1 地先まで	旧	7.0~28.1	394.0	令和 7 年 3 月 21 日
	新	7.0~49.5	394.0	

三重県告示第 172 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 北勢多度線	いなべ市北勢町阿下喜字八反田 66 番 1 地先から いなべ市北勢町阿下喜字八反田 66 番 7 地先まで	令和 7 年 3 月 29 日
県道 四日市鈴鹿環状線	四日市市貝家町字溝野 1960 番 6 地先から 四日市市采女町字古市場 782 番 1 地先まで	令和 7 年 3 月 23 日 16 : 00
県道 一志美杉線	津市一志町波瀬字寺谷 7734 番 1 地先から 津市一志町波瀬字須氏 7737 番 1 地先まで	令和 7 年 3 月 21 日
県道 八知下多気一志線	津市一志町波瀬字須氏 7737 番 1 地先から 津市一志町波瀬字寺谷 7732 番 2 地先まで	令和 7 年 3 月 21 日
県道 高奈上三瀬線	多気郡大台町長ケ字下出 5 番 1 地先から 多気郡大台町長ケ字下出 11 番 1 地先まで	令和 7 年 4 月 9 日
県道 南勢磯部線	志摩市磯部町飯浜 122 番 1 地先から 志摩市磯部町飯浜 127 番 2 地先まで	令和 7 年 3 月 21 日
一般国道 311 号	尾鷲市賀田町字築地 1525 番地先から 尾鷲市賀田町字築地 1527 番地先まで	令和 7 年 3 月 25 日
県道 七色峽線	熊野市井戸町字杉山 2694 番 4 地先から 熊野市井戸町字弓場 2353 番 5 地先まで	令和 7 年 3 月 25 日

三重県告示第 173 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
県道	北勢多度線	いなべ市北勢町阿下喜字八反田 66 番 1 地先から いなべ市北勢町阿下喜字八反田 66 番 7 地先まで	令和 7 年 3 月 29 日
一般国道	311 号	尾鷲市賀田町字築地 1525 番地先から 尾鷲市賀田町字築地 1527 番地先まで	令和 7 年 3 月 25 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 174 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 7 年 3 月 25 日から施行し

ます。

なお、車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法（令和7年三重県告示第585号）は、令和7年3月24日限り廃止します。

令和7年3月21日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 25 号	伊賀市上村字中郷 1489 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 2 地先まで
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市西明寺字天王 934 番 1 地先まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市飯高町宮前字川ノ上 38 番 1 から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番地 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市守田町字茶屋前 111 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湍川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	伊賀市丸柱字峠 2242 番 231 地先から 伊賀市丸柱字殿白 1608 番 5 まで
一般国道 422 号	伊賀市三田字東大町 410 番 2 地先から 伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側經由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字音羽字田福 1961 番 1 地先まで
県道草津伊賀線	伊賀市柘植町字北打山 1058 番 105 地先から 伊賀市柘植町字桁林 9860 番地先まで
県道北勢多度線	いなべ市北勢町瀬木 420 番 4 から いなべ市員弁町字野 67 番 1 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から

	桑名市多度町北猪飼字寺山 321 番 7 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 3 地先から 桑名市長島町小島字越石 586 番 3 地先まで
県道四日市市楠鈴鹿線	四日市市尾上町 20 番 3 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道四日市市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道四日市市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 165 番 1 地先から 鈴鹿市北玉垣町字細田 1661 番 2 地先まで
県道津関線	津市芸濃町棕本字一ツ谷 6297 番 4 から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 まで
県道四日市市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道菰野東員線	員弁郡東員町大字鳥取字大華表 377 番 3 から 員弁郡東員町大字穴太 733 番 1 まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永 1293 番 11 から 桑名市多度町香取 2123 番 6 まで
県道四日市市多度線	桑名市多度町北猪飼 372 番 3 から 桑名市多度町香取 380 番 1 まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道亀山白山線	亀山市川合町字丁安田 1580 番地先から 津市芸濃町棕本字百々 5039 番 2 まで
県道伊勢磯部線	伊勢市藤里町字岩ヶ崎 701 番 2 から 伊勢市宇治浦田二丁目 91 番 23 まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市川端町字山起 206 番 1 から 松阪市宮町字西浦 230 番まで
県道亀山鈴鹿線	亀山市和田町字和田ノ原 1589 番 3 から 鈴鹿市道伯二丁目 2060 番 1 まで
県道津芸濃大山田線	津市芸濃町北神山字川向 74 番 2 から 津市芸濃町北神山字沢 129 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道甲南阿山伊賀線	伊賀市玉瀧字西砂ノ谷国有林 73 は林小班先から 伊賀市西之澤字上之段 2291 番まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市平野町字花林 1412 番 3 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市八野町字天伯 412 番 1 地先から 鈴鹿市八野町字天伯 429 番 8 地先まで
県道上野大山田線	伊賀市生琉里 2896 番 11 から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市西黒部町字大板 412 番 1 から 松阪市大宮田町字里 466 番 1 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御菌町高向字川原 1744 番 5 地先まで

県道伊勢松阪線	多気郡明和町大字山大淀字中島 1679 番 3 から 多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 28 まで
県道上海老茂福線	四日市市上海老町 1841 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道木曾岬弥富停車場線	桑名郡木曾岬町大字栄 356 番から 桑名郡木曾岬町大字新加路戸 14 番 1 まで
県道上浜高茶屋久居線	津市上浜町二丁目 196 番 1 から 津市垂水字入江 99 番 2 まで
県道伊賀甲南線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市新堂字平ノ谷 1700 番 3 まで
県道信楽上野線	伊賀市小田町字稲久保 241 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 5 まで
県道信楽上野線	伊賀市千歳字西之辻 273 番 6 地先から 伊賀市千歳字西之芝 861 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から いなべ市大安町丹生川久下字生保柴 123 番 1 まで
県道桑名川越線	三重郡川越町大字当新田 1063 番 1 地先から 三重郡川越町大字当新田 480 番 3 地先まで
県道鈴鹿関線	鈴鹿市八野町字天伯 399 番 5 地先から 亀山市菅内町字折越 1631 番 1 まで
県道鈴鹿関線	亀山市天神四丁目 3270 番地先から 亀山市野村町字清谷 1658 番 3 地先まで
県道伊賀大山田線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市希望ヶ丘西一丁目 35 番 193 まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町御衣野字亥ノ谷 2000 番 1 地先から 桑名市多度町御衣野字神明谷 991 番 4 地先まで
県道依那具荒木線	伊賀市ゆめが丘二丁目 4 番地先から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道三畑四日市線	四日市市鹿間町字市場 158 番 5 から 四日市市鹿間町字東山 1 番 2 まで
県道三畑四日市線	四日市市采女町 2223 番 1 から 四日市市追分三丁目 146 番まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道千代崎港線	鈴鹿市東玉垣町字山神戸 2607 番地先から 鈴鹿市南玉垣町字北箱塚 3000 番 17 地先まで
県道大淀港斎明線	多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 22 地先から 多気郡明和町大字行部字八ツ川 513 番 1 地先まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から

	鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道亀山城跡線	亀山市東御幸町字実泥 40 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字下谷 1233 番 5 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市北勢町南中津原字東野坂 191 番地 3 から いなべ市員弁町畑新田字溜岸 13 番地 8 まで
県道篠立下野尻線	いなべ市藤原町山口 3390 番 193 から いなべ市藤原町山口 433 番 191 まで
県道田光四日市線	三重郡菰野町大字永井 2342 番 1 から 三重郡菰野町大字竹成 2073 番 6 まで
県道四日市東員線	四日市市朝明町字宮北 535 番 1 から 員弁郡東員町大字中上 548 番 2 まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3198 番 3 地先から 三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3189 番 3 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 149 番 7 地先まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道小林鹿間線	四日市市山田町字向山 763 番 1 から 四日市市鹿間町字市場 157 番 5 まで
県道辺法寺加佐登停車場線	亀山市能褒野町字能褒野 89 番 4 地先から 鈴鹿市津賀町字二ツ辻 205 番 1 地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市御菌町字小深田 4499 番地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道上野鈴鹿線	鈴鹿市桜島町四丁目 1 番地先から 鈴鹿市末広北一丁目 5215 番 1 地先まで
県道白木西町線	亀山市布気町字八輪 512 番 16 から 亀山市野村二丁目 183 番 2 まで
県道上稲葉羽野線	津市美里町五百野字芝田 560 番 4 地先から 津市戸木町字西羽野 5571 番 2 地先まで
県道河合丸柱線	伊賀市千貝字焼尾谷 46 番 7 地先から 伊賀市丸柱字北出 1557 番 1 地先まで
県道川東佐那具線	伊賀市西之澤字天道 408 番 2 から 伊賀市西之澤字上之段 67 番 1 地先まで
県道治田山出線	伊賀市治田字小谷 2789 番 9 から 伊賀市治田字鳥屋ヶ尾 2506 番 17 地先まで
県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御菌町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御菌町高向字野池 2022 番 1 地先まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字栃谷 4756 番 1 地先から 伊賀市川合字焼尾国有林 73 は林小班内まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 から 尾鷲市港町 4271 番 19 まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

三重県告示第 175 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分をおおりの指定しました。

令和 7 年 3 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

道路の種類	路線名	区 間	指定の期日
県道	中井浦九鬼線	尾鷲市瀬木山町 995 番 1 地先から 尾鷲市南陽町 710 番 17 地先まで	令和 7 年 3 月 21 日

三重県告示第 176 号

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 3 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定（昭和 57 年三重県告示第 313 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号。以下「条例」という。）第 3 条から第 5 条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。 1 （略） 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の知事が指定する区間（道路、鉄道等の禁止区間） (1) 道路		三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号。以下「条例」という。）第 3 条から第 5 条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。 1 （略） 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の知事が指定する区間（道路、鉄道等の禁止区間） (1) 道路	
路線名	禁止区間	路線名	禁止区間
(略)	(略)	(略)	(略)
一般国道 167 号	志摩市阿児町鶴方地内の市道神柚線との交差点から鳥羽市白木町地内の広田橋まで（磯部バイパスを経由する区間）	一般国道 167 号	志摩市磯部上之郷地内の県道鳥羽磯部線との分岐点より鳥羽市の方向へ 250 メートルの地点から鳥羽市白木地内の広田橋まで
		2	志摩市阿児町鶴方地内の市道神柚線との交差点から同市磯部町恵利原井口地内の県道伊勢磯部線との分岐点までのバイパス
	2 鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 まで（第二伊勢道	3	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 まで

<p>(略) (略)</p> <p>一般国道 1～11 (略)</p> <p>260号 12 南伊勢町古和浦地内の古和浦大橋から<u>紀北町東長島地内の孫太郎トンネル東側の交差点まで</u></p> <p>(略) (略)</p> <p>県道 <u>市道津駅一身田上津部田線</u>との交差点から津関線(都) <u>県道草生窪田津線</u>との交差点まで</p> <p>市計画道路 <u>路豊里八町線</u></p> <p>(略) (略)</p> <p>県道 (略)</p> <p>鈴鹿環状線</p> <p>県道 <u>鈴鹿市白子町字野瀬地の市道野町中二丁目上野鈴鹿線</u>との交差点から同市稲生四丁目地内の市道加佐登鼓ヶ浦線との交差点まで</p> <p>(略) (略)</p> <p>市道 <u>県道津関線(都市計画道路豊里八町線)と一身田長岡線</u>の交差点から <u>市道津駅一身田上津部田線</u>との交差点まで</p> <p>(津市) (略)</p> <p>(略) (略)</p> <p>市道 (略)</p> <p>津駅一身田上津部田線</p> <p>(津市)</p> <p>(略) (略)</p>	<p>(略) (略)</p> <p>一般国道 1～11 (略)</p> <p>260号 12 南伊勢町古和浦地内の古和浦大橋から<u>紀北町東長島字小名倉 2715 の 6 番地先まで</u></p> <p>(略) (略)</p> <p>県道 <u>市道津駅見当山線</u>との交差点から県道草生津関線(都) <u>窪田津線</u>との交差点まで</p> <p>市計画道路 <u>路豊里久居線</u></p> <p>(略) (略)</p> <p>県道 (略)</p> <p>鈴鹿環状線</p> <p>(略) (略)</p> <p>市道 <u>県道津関線(都市計画道路豊里久居線)と浜田長岡線</u>の交差点から <u>市道津駅見当山線</u>との交差点まで</p> <p>(津市) (略)</p> <p>(略) (略)</p> <p>市道 (略)</p> <p>津駅見当山線</p> <p>(津市)</p> <p>市道 <u>鈴鹿市白子町野瀬地先から県道上野鈴鹿線稲生 390 号</u>との交差点まで</p> <p>線 (鈴鹿市)</p> <p>(略) (略)</p>
<p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 条例第4条第1項第5号の知事が指定する区域(電柱、街灯柱等への掲出を禁止する区域)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津市内の<u>市道津駅一身田上津部田線</u>のうち、津駅西広場から同市大谷町地内の市道上浜元町線との交差点までの区域</p> <p>(3) 県道津関線のうち、津市広明町地内の県道津久居線との交差点から同地内の<u>市道津駅一身田上津部田線</u>との交差点までの区域</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 条例第4条第1項第5号の知事が指定する区域(電柱、街灯柱等への掲出を禁止する区域)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 津市内の<u>市道津駅見当山線</u>のうち、津駅西広場から同市大谷町地内の市道上浜元町線との交差点までの区域</p> <p>(3) 県道津関線のうち、津市広明町地内の県道津久居線との交差点から同地内の<u>市道津駅見当山線</u>との交差点までの区域</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、2の項(1)の表中一般国道 167 号の項の改正規定(同項中「第

二伊勢道路」を加える改正規定を除く。)は、一般国道 167 号の志摩市磯部町恵利原字カリ倉 1994 番 20 地先から同市磯部町五知字本田元 73 番 3 地先までの区間の供用開始の日から施行する。

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に前項の区間又は当該区間の両側 100 メートル以内の区域において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の 2 の項(1)の表中一般国道 167 号の項第 1 号の規定は、前項ただし書に規定する施行の日から 3 年間は適用しない。

三重県告示第 177 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、鳥羽市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 7 年 3 月 21 日

三重県知事 一見勝之

実施の期日		実施の場所
令和 7 年 5 月 7 日(水)	午後 1 時から 午後 1 時 45 分まで	坂手定期船待合所
令和 7 年 5 月 8 日(木)	午前 10 時 30 分から 正午まで	鳥羽磯部漁協 答志支所
令和 7 年 5 月 9 日(金)	午後 0 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	鳥羽磯部漁協 菅島支所
令和 7 年 5 月 12 日(月)	午前 10 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで	鳥羽磯部漁協 和具浦支所
令和 7 年 5 月 13 日(火)	午後 0 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	神島開発総合センター
令和 7 年 5 月 14 日(水)	午後 0 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	鳥羽磯部漁協 桃取町支所
令和 7 年 5 月 15 日(木)	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	女性等活動拠点施設
令和 7 年 5 月 15 日(木)	午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	鳥羽磯部漁協 浦村支所
令和 7 年 5 月 16 日(金)	午前 10 時から 午後 3 時まで	鳥羽市保健福祉センターひだまり

公安委告示

三重県公安委員会告示第 5 号

三重県道路交通法施行細則（昭和 43 年三重県公安委員会規則第 3 号）第 27 条第 2 項及び第 29 条の 2 第 1 項の規定により、運転免許試験、検査、審査及び再試験の実施の日時を次のように定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

運転免許試験、検査、審査及び再試験の実施の日時を定める告示（令和 3 年三重県公安委員会告示第 62 号）は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 7 年 3 月 21 日

三重県公安委員会委員長 志田幸雄

- 1 三重県警察本部交通部運転免許センターで行う運転免許試験、検査、審査及び再試験

(1) 実施日

月曜日から金曜日までの毎日。ただし、当日が三重県の休日（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる日（以下「休日等」といいます。）に当たるときは行いません。

なお、技能試験、外国の行政庁の免許を有する者に対する運転免許試験及び検査については、別に日時を指定して行います。

(2) 申請受理時間

運転免許試験等の区分	受験者等の区分	申請受理時間
------------	---------	--------

運転免許試験（有効期間満了により運転免許を失効した者、病気等を理由に運転免許の取消しを受けた者及び外国の行政庁の免許を有する者に対するものを除きます。）	技能試験及び学科試験の初回受験者		実施日の午前8時30分から午前9時まで
	指定自動車教習所の卒業証明書を有する初回受験者又は公安委員会の検査合格証明書を有する初回受験者（東紀州地域（※注）に居住する方に限ります。）		実施日の午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時15分まで
	技能試験の2回目以降の受験者		
	学科試験2回目以降の受験者	指定自動車教習所の卒業証明書を有する受験者又は公安委員会の検査合格証明書を有する受験者	実施日の午後1時から午後1時15分まで
		その他受験者	実施日の午前8時30分から午前9時まで
技能試験及び学科試験を免除される受験者		実施日の午前9時30分から午前10時まで	
有効期間満了により運転免許を失効した者に対する運転免許試験	有効期間が満了した日の翌日から6月以内の受験者		実施日の午後1時から午後1時30分まで
	やむを得ない理由のため有効期間が満了した日の翌日から6月以内に試験を受けることができなかった受験者（当該事情がやんだ日から1月以内であり、かつ、失効した日から3年を経過していない場合に限ります。）		
	有効期間が満了した日の翌日から6月を超え1年以内の受験者（大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許に限ります。）		実施日の午前10時から午前11時まで及び午後2時から午後3時まで
病気等を理由に運転免許の取消しを受けた者に対する運転免許試験	病気等を理由に免許を取り消され、その後、病気等の回復等により取り消された免許を再取得する受験者（免許が取り消された日から3年を経過していない場合に限ります。）		実施日の午後1時から午後1時30分まで
外国の行政庁の免許を有する者に対する運転免許試験	全ての受験者		実施日の午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時30分まで
検査	初回受検者		実施日の午前8時30分から午前9時まで
	2回目以降の受検者		実施日の午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時15分まで
審査	指定自動車教習所の技能審査合格証明書を有する受審者		実施日の午前8時30分から午前9時まで
	大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る限定解除の受審者		実施日の午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時15分まで
	その他免許に係る限定解除の受審者		実施日の午前9時30分から午前10時まで
再試験	全ての受験者		実施日の午前8時30分から午前9時まで

※注 東紀州地域とは、尾鷲市、熊野市、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び南牟婁郡紀宝町の5市町からなる地域です。

2 警察署で行う運転免許試験及び審査

(1) 実施日及び申請受理時間

警察署長の定める日時とします（住所地を管轄する警察署で受験又は受審する場合に限ります。）。

(2) 実施内容

ア 全ての警察署で行う運転免許試験及び審査

(イ) 指定自動車教習所の技能審査合格証明書（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るものに限ります。）を有する者に係る審査

(ロ) 有効期間満了により運転免許を失効した者（有効期間が満了した日の翌日から6月以内のものに限ります。）に対する適性試験

イ 尾鷲警察署、熊野警察署及び紀宝警察署のみで行う運転免許試験

小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許に係る適性試験及び学科試験

3 三重県熊野庁舎で行う運転免許試験

(1) 実施日

毎月の第3水曜日（2月及び3月にあつては、第1水曜日及び第3水曜日）。ただし、当日の受験希望者がいないとき、当日が休日等に当たるときその他やむを得ない理由により試験会場が使用できないときは行いません。

なお、受験には、受験日の前日（受験日の前日が休日等に当たるときは、その直前の平日）までに電話予約（午前10時から午後4時までの間）が必要です。

(2) 実施内容

指定自動車教習所の卒業証明書（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るものに限ります。）又は公安委員会の検査合格証明書（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許に係るものに限ります。）を有する者に係る適性試験及び学科試験

(3) 申請受理時間

実施日の午前10時30分から午前11時まで

4 問合せ先

不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

議 会 訓 令

三重県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令をここに公布します。

令和7年3月21日

三重県議会議長 稲垣昭義

三重県議会訓令第1号

三重県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令

三重県議会委員会傍聴規程（平成18年三重県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員会室に入ることができない者）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会室に入ることができない。</p> <p>(1) <u>ビラ、幕、たすきその他の委員会室に現在</u> <u>する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する物のほか、委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) <u>その他委員会を妨害することが明らかであると認められる者</u></p>	<p>（委員会室に入ることができない者）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会室に入ることができない。</p> <p>(1) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者</u></p> <p>(2) <u>はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者（議会が管理する防災用のヘルメットをその用途に応じて着用する者を除く。）</u></p> <p>(3) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類を携帯している者</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p>

<p>2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、<u>前項第1号及び第2号に規定する物</u>を携帯しているか否かを質問させることができる。</p>	<p>2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、<u>前項第1号から第3号までに規定する物品</u>を携帯しているか否かを質問させることができる。</p>
<p>3 (略) (傍聴人の守るべき事項)</p>	<p>3 (略) (傍聴人の守るべき事項)</p>
<p>第11条 傍聴人は、傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。</p>	<p>第11条 傍聴人は、傍聴するときは、<u>静粛を旨とし</u>、次の事項を守らなければならない。</p>
<p>(1) <u>静粛にすること。</u></p>	<p>(1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を<u>表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u></p>
<p>(2) <u>委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u></p>	<p>(1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を<u>表明しないこと。</u></p>
<p>(3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p>	<p>(2) <u>はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと(議会が管理する防災用のヘルメットのその用途に応じた着用を除く。)</u>。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(3) <u>大声を発する等騒ぎ立てないこと。</u></p>
<p>(5) <u>その他委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</u></p>	<p>(4) <u>楽器の類、音響装置の類その他により騒音を発する行為をしないこと。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(6) <u>その他委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u></p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和7年3月21日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年2月17日に終了した旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和7年3月21日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量(用地測量)
- 2 作業地域

南牟婁郡紀宝町鮎田

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 7 年 3 月 6 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
橋本 隆司
二級建築士
三重県知事登録第 559 号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第 8 条の 2 第 1 号の規定に基づく二級建築士の死亡の届出があったため

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 3 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 3 月 6 日	亀山市能褒野町字能褒野 46-2 ほか 2 筆	亀山市能褒野町字能褒野 46-2 社会福祉法人エンジョイ福祉会 理事長 岩田 貴正
令和 7 年 3 月 7 日	三重郡川越町大字亀須新田字繩生新田 323	愛知県名古屋市中区川原通 1 丁目 2 名陽ホールディングス株式会社 代表取締役 栗田 博之

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和 7 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務委託（単価契約）
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部広聴広報課
- 3 落札者決定日 令和 7 年 1 月 24 日
- 4 落 札 者 愛知県稲沢市北麻績町沼 23 番地
株式会社ソーゴー 代表取締役 水野 愛子
- 5 落 札 金 額 入札価格 26,992,156 円
契約金額 29,691,371 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 6 年 11 月 22 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和6年度 営繕 第0557-分0014号
盲学校・聾学校建築工事 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部営繕課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和7年2月6日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市羽所町375
清水・日本土建・アイケーディ特定建設工事共同企業体
清水建設株式会社三重営業所 所長 大塚 克史 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 5,650,000,000円
契約金額 6,215,000,000円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札（施工体制確認型総合評価方式） |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和6年12月17日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
